

## 公立保育所の3歳未満児に対する給食の外部搬入について

保育所の設備の基準の特例（特区において、公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。）については、平成29年12月29日に閣議決定された「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」により、特例の事業を実施している状況などを踏まえた構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価結果に基づいて必要な措置を講ずることとされてきました。

3月22日に同本部の評価・調査委員会が開催され、このたび「内閣府地方創生推進事務局」のホームページに別添の資料（評価意見）が掲載されましたので、お知らせします。なお、今後、同結果については、他の事業等の結果に併せて、本部決定がなされる予定です。

### <同評価意見の結論>

- 本特例措置の効果やニーズは一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早
- 2021年度までに改めて評価

※ 公立幼保連携型認定こども園（特例措置番号2001）についても同様の結果（公立保育所の評価結果を踏まえ評価を行う）となっております。

※ 「内閣府地方創生推進事務局」HP

> 評価・調査委員会について

> 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第41回）議事次第

> 配布資料

> 資料2 医療・福祉・労働部会報告・特例措置番号920の評価意見（案）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/hyouka/chousa/dai41/gijisidai.html>